

エコアクション21

環境経営レポート

(2024年度:2024. 4~2025. 3)



株式会社クルーズは、廃棄物処理業を通じて、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます

2025年5月1日発行



株式会社 クルーズ

(本社) 東京都足立区江北5丁目13番5号

TEL 03-5838-2057

FAX 03-5838-2058

～ 目 次 ～

I	事業活動の概要	P1～10
II	環境経営方針	P11
III	環境経営目標とその実績	P12～13
IV	主要な環境経営計画の内容	P14
V	環境活動の取組み結果の評価 代表者による全体の評価と見直し	P15～16
VI	環境関連法規への違反、訴訟等の有無	P17

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





I 事業活動の概要

1.事業者名 株式会社 クルーズ

2.代表取締役 代表取締役 西山 厚

3.所在地 本社： 東京都足立区江北5丁目13番5号

事業場： 江北工場	東京都足立区江北5丁目13番5号
入谷工場	東京都足立区入谷7丁目22番4号
堀之内工場	東京都足立区堀之内1丁目15番26号
堀之内第2工場	東京都足立区堀之内1丁目16番11号
扇工場	東京都足立区扇2丁目16番18号
扇第2工場	東京都足立区扇2丁目16番18号
朝日整備工場	埼玉県川口市朝日4丁目21番69号

4.連絡先(本社) 電話： 03-5838-2057 FAX： 03-5838-2058

5.事業の規模

(1)資本金	1,000万円
(2)従業員数	48名
(3)設立	平成12年12月15日
(4)年間売上高	7億4592万円(令和6年9月期)

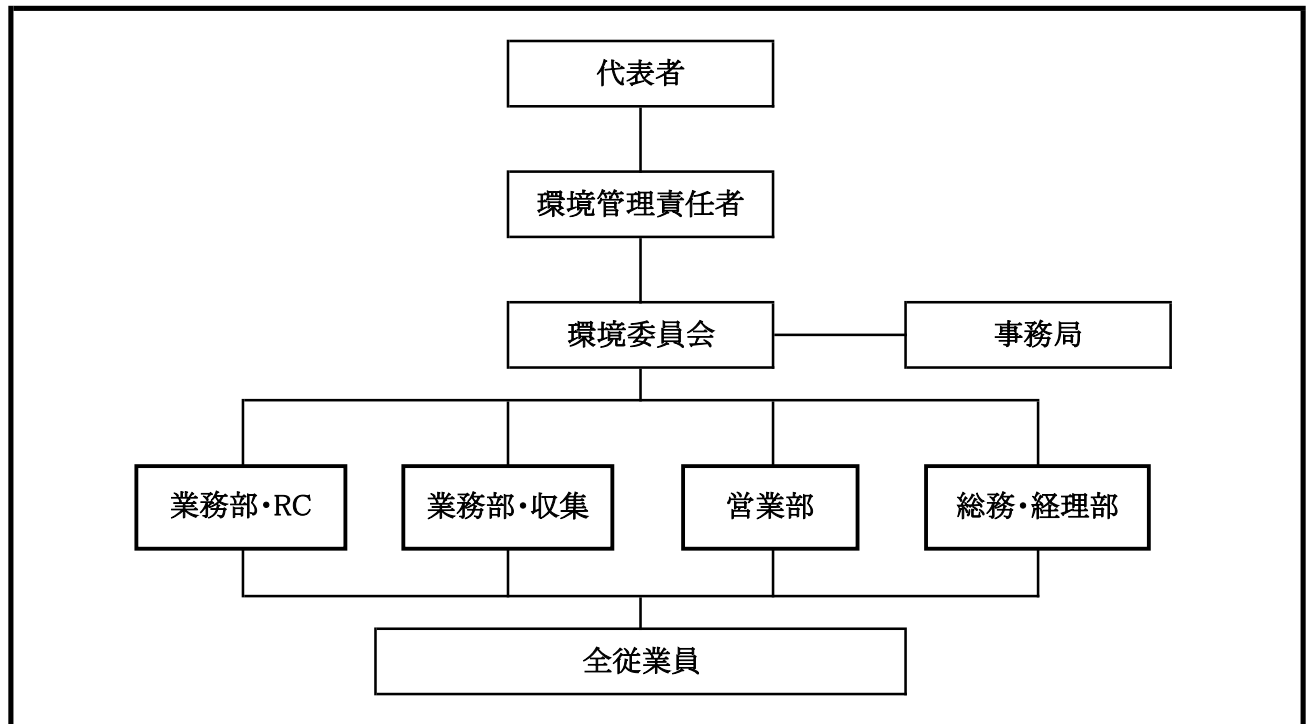
6.環境管理責任者 取締役 谷古宇 啓二

7.環境経営システム組織図 次頁のとおり

承認	作成
西山	谷古宇

株式会社クルーズ

エコアクション21環境経営システム組織図



	役割・責任・権限
代表者（社長）	1. 環境経営に関する統括責任 2. 経営における課題とチャンスの明確化 3. 環境経営方針の策定、見直し及び誓約 4. 環境経営システムの実施、管理に必要な設備、費用及び時間技術者の用意 5. 環境管理責任者の任命及びエコアクション事務局の設置 6. 有効な実施体制の構築及び全従業員への周知 7. 環境経営目標の設定の承認 8. 取組状況に対する評価、見直しの実施及び必要な指示 9. 環境関連法規等の取りまとめの承認
環境管理責任者	1. 環境経営システムの構築、実施及び管理 2. 環境活動計画及び活動実績表の承認 3. 環境経営レポート、管理マニュアルの作成、修正及び見直し 4. 環境活動の取組結果の代表者への報告
環境委員会 事務局	1. エコアクション推進の事務局 2. 環境経営目標、環境活動計画書及び活動実績表の作成 3. 環境活動計画の実績の集計 4. 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
業務部 営業部 総務・経理部	1. 自部門における環境経営システムの実施 2. 自部門における環境経営方針の周知 3. 環境経営目標及び環境活動計画の実施、その達成状況の報告 4. 環境活動におけるチェックリストの記録・運用管理 5. 自部門の問題点の発見、是正及び予防処置
全従業員	1. 環境経営方針を理解し、環境への取組みの重要性を自覚 2. 環境経営システムへの自主的参加



8.事業内容

(特別管理)産業廃棄物処理業

<2024年度取扱い実績>

①産業廃棄物処分業	10,948 t
②(特別管理)産業廃棄物収集運搬業	16,988 t
③産業廃棄物の積替え保管	32.1 t
(うち石綿含有産業廃棄物の積替え保管)	28.9 t

9.許可の内容

(1)産業廃棄物処分業許可

許可自治体	東京都
許可番号	13-20-074567
許可の年月日 許可の有効期限	平成30年10月20日 令和7年10月19日
事業の範囲 (中間処理の方法および 取り扱う産業廃棄物の種類) ※いずれも石綿含有産業廃棄物・ 水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)
	切断 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)
	圧縮 廃プラスチック類 (以上1種類)
	圧縮 梱包 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、 木くず(角材、板材等、単独で圧縮梱包できない ものを除く。)(以上5種類)

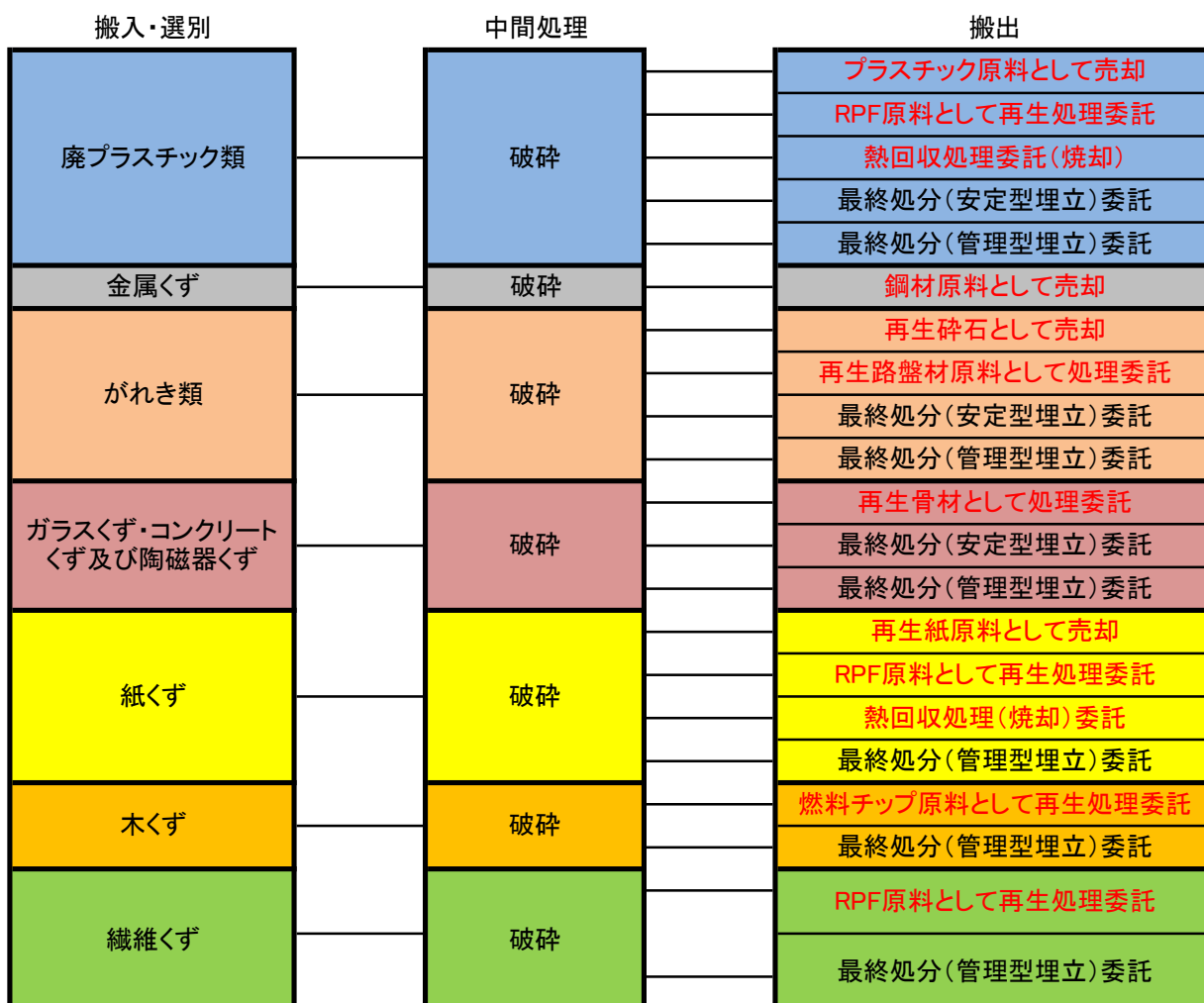
<事業場の所在地>

事業場名	所在地
①江北工場	東京都足立区江北5丁目13番5号
②入谷工場	東京都足立区入谷7丁目22番4号
③堀之内工場	東京都足立区堀之内1丁目15番26号
④扇工場	東京都足立区扇2丁目16番18号

①江北工場 東京都足立区江北5丁目13番5号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力
破碎	廃プラスチック類	4.61t/日	4.34t/日
	紙くず	4.68t/日	
	木くず	4.61t/日	
	繊維くず	0.86t/日	
	金属くず	4.06t/日	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.80t/日	
	がれき類	3.55t/日	

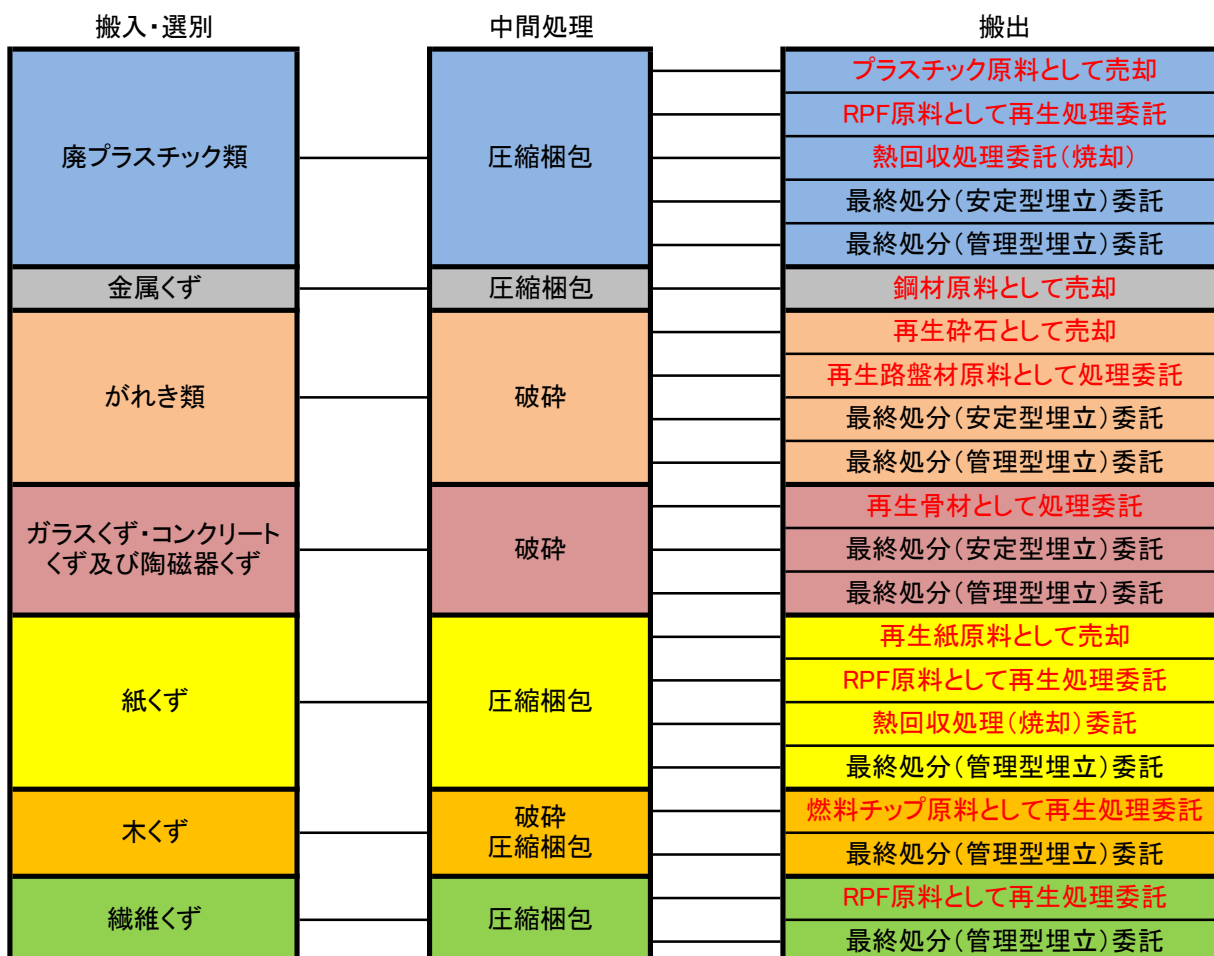
処理工程図



②入谷工場 東京都足立区入谷7丁目22番4号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力
破碎	木くず	2.35t/日	—
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.47t/日	3.87t/日
	がれき類	4.27t/日	
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	55.2t/日	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	37.1t/日	30.1t/日
	紙くず	36.5t/日	
	木くず	20.2t/日	
	繊維くず	33.7t/日	
	金属くず	27.9t/日	—

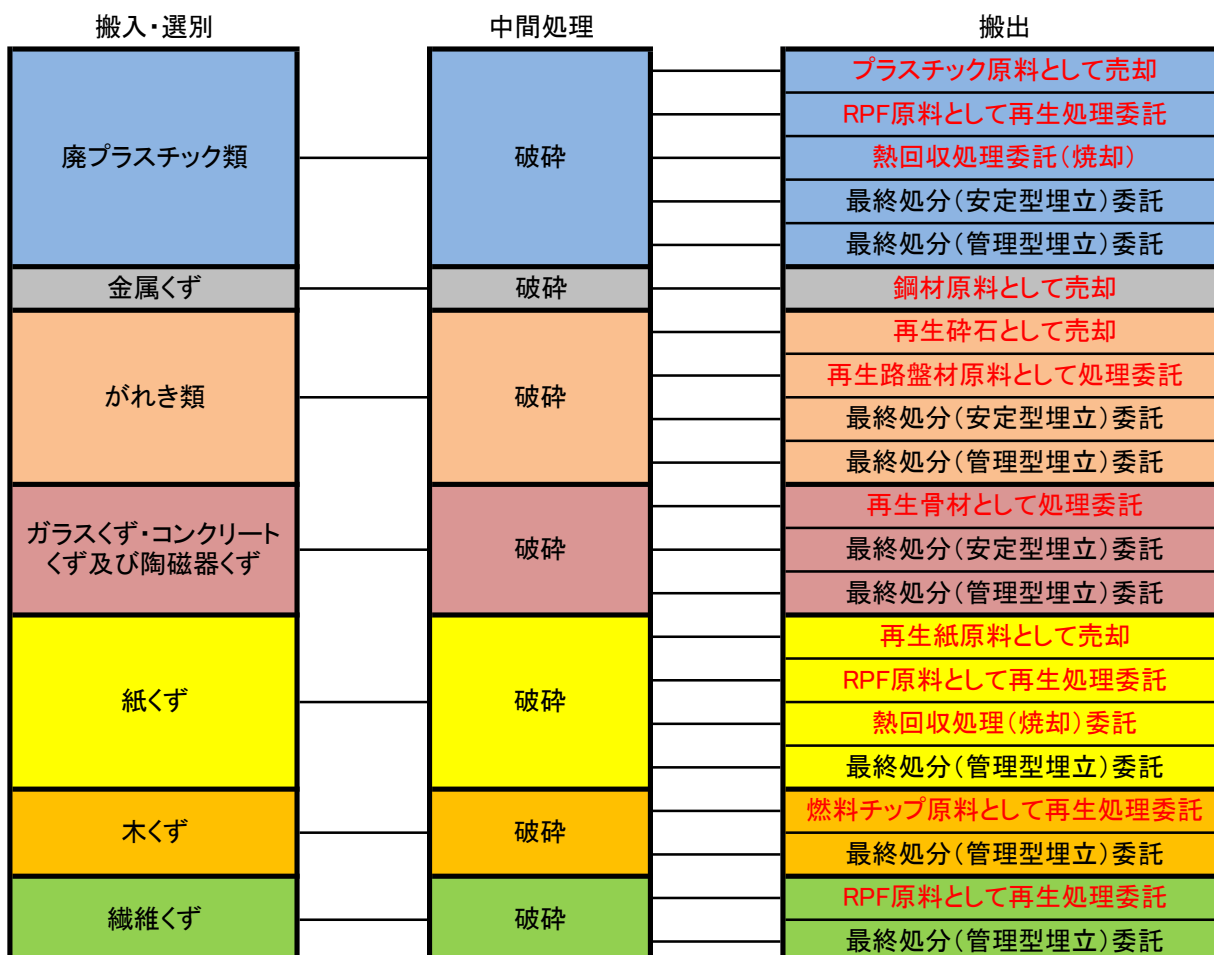
処理工程図



③堀之内工場 東京都足立区堀之内1丁目15番26号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力
破碎	廃プラスチック類	1.98t/日	1.47t/日
	紙くず	1.70t/日	
	木くず	3.11t/日	
	繊維くず	0.68t/日	
	金属くず	6.40t/日	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.67t/日	
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.19t/日	—
	がれき類	4.73t/日	

処理工程図

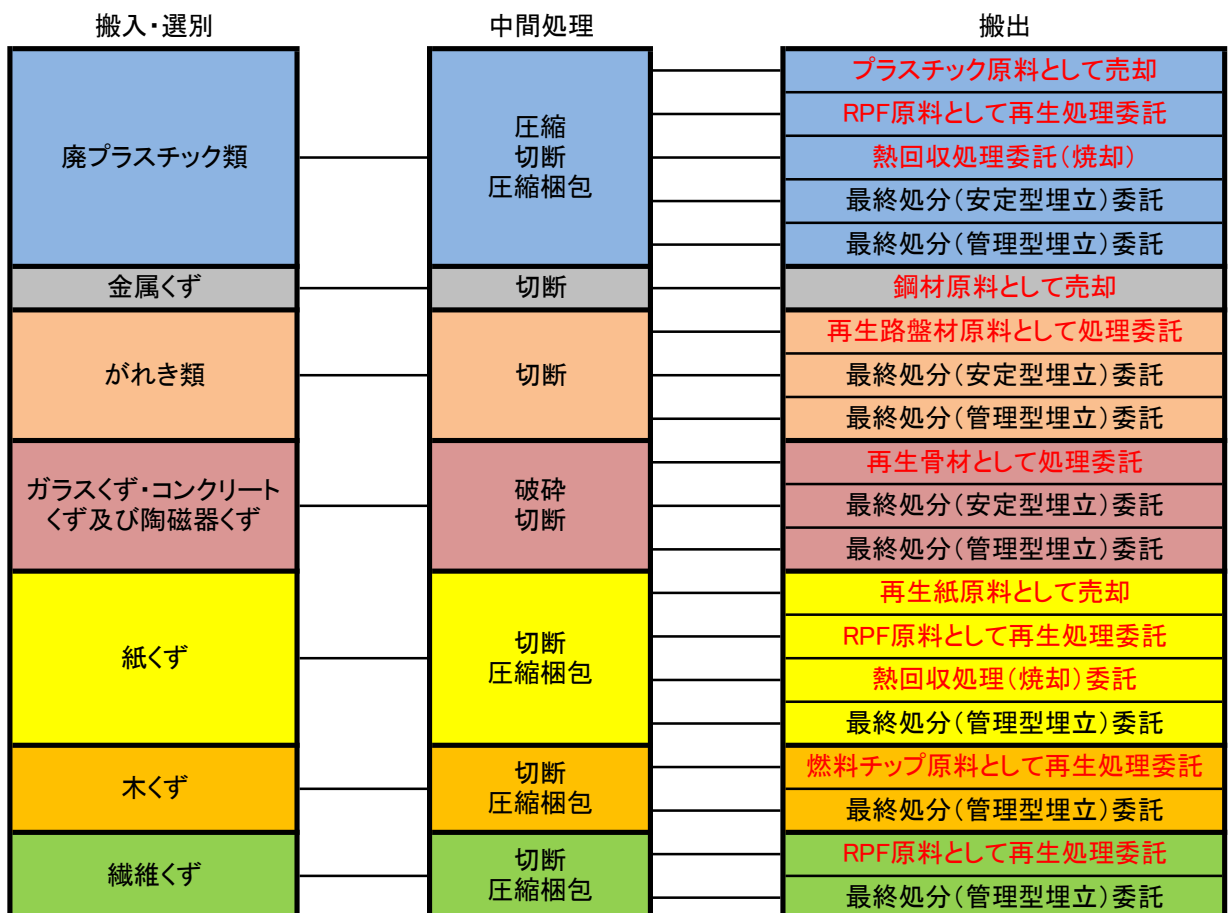




④扇工場 東京都足立区扇2丁目16番18号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラス繊維に限る。)	25.8t/日	—
圧縮	廃プラスチック類	2.20t/日	—
切断	廃プラスチック類	102t/日	76.0t/日
	紙くず	87.7t/日	
	木くず	160t/日	
	繊維くず	35.1t/日	
	金属くず	330t/日	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	292t/日	
	がれき類	—	
圧縮梱包	廃プラスチック類	4.68t/日	28.9t/日
	紙くず	4.61t/日	
	木くず	0.86t/日	
	繊維くず	4.06t/日	
圧縮梱包	廃プラスチック類	3.55t/日	—

処理工程図



(2)産業廃棄物収集運搬業許可(積替え保管を含む)

許可自治体	許可番号	許可の年月日 許可の有効期限	事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類)
東京都	13-10-074567	令和3年2月9日 令和10年2月8日	産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上16種類) 積替え保管できる産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上9種類)

<事業場の所在地>

事業地	住所	積替え保管施設の面積
① 堀之内第2工場	東京都足立区堀之内1丁目16番11号	695.1㎡
② 扇第2工場	東京都足立区扇2丁目16番18号	105.78㎡

<保管する産業廃棄物、保管の方法および保管量>

①堀之内第2工場

産業廃棄物の種類	保管の方法および保管量
廃油	200ℓドラム缶5本:1.0㎡
廃プラスチック類	8㎡コンテナ1個:8.0㎡
紙くず	8㎡コンテナ1個:8.0㎡
木くず	18㎡コンテナ1個:18.0㎡
金属くず	8㎡コンテナ1個:8.0㎡
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	18㎡コンテナ1個:18.0㎡
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	1㎡フレコンバッグ20個:20㎡
	10㎡コンテナ1個:10㎡
	8㎡コンテナ2個:16㎡
	直置き42.6㎡
	直置き5.3㎡
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	8㎡コンテナ1個:8.0㎡
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物) 紙くず、木くず (石綿含有産業廃棄物との混合物)	8㎡コンテナ1個:8.0㎡
保管量合計	170.9㎡

②扇第2工場

産業廃棄物の種類	保管の方法および保管量
廃プラスチック類 (廃タイヤ)	専用ラック1台:12.3㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	0.5㎡ドラム缶2個:1.0㎡
汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃消火器)	1.77㎡ドラム缶1個:1.77㎡
保管量合計	15.0㎡

(3)産業廃棄物収集運搬業許可(積替え保管を除く)

許可自治体	許可番号	許可の年月日 許可の有効期限	事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類)
埼玉県	01107074567	令和3年3月5日 令和10年2月29日	燃え殻、汚泥(*)(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*), ばいじん (以上16種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む (#1)は水銀使用製品産業廃棄物を含む
千葉県	01200074567	令和3年2月15日 令和10年2月14日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*)(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*), ばいじん (以上16種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む (+)は自動車等破砕物を含む (#1)は水銀使用製品産業廃棄物を含む
神奈川県	01403074567	令和3年3月19日 令和10年3月7日	燃え殻、汚泥(*)(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*), ばいじん (以上16種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む (#1)は水銀使用製品産業廃棄物を含む
群馬県	01000074567	令和5年10月7日 令和12年10月6日	燃え殻、汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*), ばいじん (以上16種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む (#1)は水銀使用製品産業廃棄物を含む
栃木県	00900074567	令和5年10月17日 令和12年10月16日	燃え殻、汚泥(*)(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*), ばいじん (以上16種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む (#1)は水銀使用製品産業廃棄物を含む
茨城県	00801074567	令和5年11月20日 令和12年9月21日	燃え殻、汚泥(*)(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*)(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*) (以上15種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む (+)は自動車等破砕物を含む (#1)は水銀使用製品産業廃棄物を含む
静岡県	02201074567	令和2年7月22日 令和9年7月21日	廃プラスチック類(*), ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*), がれき類(*), 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん (以上14種類) (*)は石綿含有産業廃棄物を含む
山梨県	01900074567	令和3年9月5日 令和10年9月4日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん (以上15種類) (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
福島県	00707074567	令和4年1月25日 令和10年12月7日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん (以上15種類) (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(4)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(積替え保管を除く)

許可自治体	許可番号	許可の年月日 許可の有効期限	事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類)
東京都	13-50-074567	令和6年12月20日 令和13年12月19日	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、廃石綿等(以上4種類)
埼玉県	01157074567	令和2年2月21日 令和9年1月17日	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、廃石綿等(以上4種類)
神奈川県	01450074567	令和2年8月31日 令和9年8月11日	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、廃石綿等(以上4種類)
千葉県	01250074567	令和6年6月14日 令和11年6月13日	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、廃石綿等(以上4種類)

収集運搬に使用する車両	
種類	台数
8トンコンテナ車	8
4トンコンテナ車	7
4トンユニック車	4
4トン平ボディ車	2
3トンドンプ車	3
3トンコンテナ車	4
3トンユニック車	0
2トンユニック車	0
2トン平ボディ車	1
バン	1
軽自動車	1
合計	31

・安全運転管理者 武井 康典
・副安全運転管理者 久原 剛史
田村 義行

Ⅱ 環境経営方針

環境経営を支える企業理念

株式会社クルーズは、産業廃棄物処理業におけるプロフェッショナルとして、お客様への安全と安心を提供し、信頼される業界のリーディングカンパニーを目指しております。

「地域貢献」と「人材育成」を企業理念に掲げ、継続的改善へ向け日々挑戦し続けています。

「地域貢献」

地域の生活環境負荷の低減への取り組み、地域人材の雇用など、産業廃棄物処理への正しい認識、理解を深めるための活動を通じて、地域の安全・安心に貢献できる企業を目指します。

「人材育成」

「企業の最大の財産は、人材＝人財である」との理念のもと、高い意識・能力をもつプロの人材を育て、末永く社会から必要とされる企業を目指します。

主事業である産業廃棄物処理においては、排出事業者様に対しコンプライアンス遵守、3R活動をサポートすべく、経営者様へのコンサルティングから、排出現場への指導までをおこなっております。そして、自利利他を重んじ、常にお客様の側に立って問題を解決させていただきます。

また、多種多様な廃棄物に対応するため、多くの処理施設やリサイクル工場と連携し、効率よくリサイクルするためのネットワークを確立して、お客様にとっての安全と安心なトータルサービスの提供に努めています。

世界規模での地球温暖化に対する危機感が高まる中、リサイクルの重要度は年々高まっています。豊かで美しい地球を後世の子供たちに残すため、まずは地元の地域から・・・

社員一丸となり事業活動に取り組みます。

環境経営を支える活動計画

1. 受託する産業廃棄物の適正管理による再資源化を促進し、最終処分量の低減に努める。
2. エコドライブによる二酸化炭素排出量の抑制に努める。
3. 電気・水道・コピー用紙の使用量の削減に努める。
4. 会社周辺の清掃を積極的に実施し、地域の環境美化に協力する。
5. 会社周辺においては、特に児童や高齢者など、歩行者に配慮した徐行運転を励行する。
6. 地域の人材を積極的に雇用・育成し、頼られる地元企業を目指す。
7. 環境経営に関連する法規その他の要求事項を理解し、これを遵守する。

この環境経営方針を社内要所に掲示して、全従業員への周知と理解を徹底します。

2016年5月1日作成

2021年4月30日改定

株式会社クルーズ
代表取締役 西山 厚

Ⅲ 環境経営目標とその実績

1. 最終処分量の低減

・受託廃棄物のリサイクル率向上

2. エコドライブによる二酸化炭素の低減

・収集運搬車両に要する軽油、ガソリン等燃料及び重機に要する軽油使用量削減

3. 水道使用量の削減

4. 電気使用量の削減

5. コピー用紙の削減

6. 会社周辺の清掃

取組項目		2019年度 (参考年度)	2022年度	2023年度	2024年度			2025年度	2026年度	2027年度
		実績 (参考値)	実績	実績	目標	実績	目標対比 前年度比	目標	目標	目標
二酸化炭素 排出量削減	電気 使用量 (kWh)	142,396	134,867 参考年度比 94.7%	115,669 参考年度比 81.2%	142,750 参考年度比 100.2%	113,810 参考年度比 79.9%	79.7%	128,250 単位あたり 8.2kWh	130,550 単位あたり 8.0kWh	132,850 単位あたり 7.8kWh
	化石 燃料 使用量 (L)	158,076	163,779 参考年度比 103.6%	153,727 参考年度比 97.2%	167,900 参考年度比 106.2%	165,297 参考年度比 104.6%	98.4%	174,800 単位あたり 9.8L	181,650 単位あたり 9.7L	188,800 単位あたり 9.6L
	温室効果 ガス 排出量 (kg-CO2)	484,259	484,056 参考年度比 100.0%	443,518 参考年度比 91.6%	—	478,049 参考年度比 98.7%	—	—	—	—
廃棄物排出量削減 (kg)		3,320	2,328 参考年度比 70.1%	1,864 参考年度比 56.1%	2,100 参考年度比 63.3%	1,936 参考年度比 58.3%	92.2%	1,900 直3平均対比 ▲107kg	1,880 直3平均対比 ▲20kg	1,860 直3平均対比 ▲45kg
総排水量削減 (m³)		735	772 参考年度比 105.0%	607 参考年度比 82.6%	700 参考年度比 95.2%	573 参考年度比 78.0%	81.9%	660 単位あたり 0.40m³	658 単位あたり 0.38m³	656 単位あたり 0.36m³

* 電気事業者：東京電力エナジーパートナー（R5年度排出係数0.431.kg-CO2/kWh）および日本テクノ（R5年度排出係数0.517kg-CO2/kWh）を併用

* 東京電力エナジーパートナー利用事業所：本社・江北工場・堀之内工場・堀之内第2工場・朝日整備工場 日本テクノ利用事業所：入谷工場・扇工場・扇第2工場

<目標設定について>

【総合】

単純な前年度対比ではなく、電力と水については中間処理量、化石燃料については収集運搬量をそれぞれ原単位として、業況に応じた使用量ないし排水量の目標を設定する。したがって、必ずしも前年度対比あるいは参考年度（コロナ禍直前の2019年度）対比で削減を図るものではない。また、廃棄物排出量については、参考年度対比で大幅に削減できており、この水準を維持する。

【電気使用量】

中間処理における使用が全体のおよそ70%を占めていることから、中間処理量を原単位とし、原単位あたりの使用量を参考年度の水準（2019年度／@11.5kWh）以下に抑えることを念頭に置いて、効果的な削減を目指す。2025年度以降の使用量目標は、直近2年間の平均値（@8.2kWh）

を基準とし、回復基調にある中間処理量を前年度比5%増と見込んだうえ、原単位あたりの使用量の漸次抑制（毎年▲0.2kWh）を継続して図るよう設定する。なお、中間処理工場以外の使用量は、現状維持での推移を想定している。

【化石燃料使用量】

収集運搬量を原単位とし、これとの比例で設定する。2025年度以降の使用量目標は、原単位あたりの使用量は直近2年間の平均値（@9.8L）を基準とし、回復基調にある収集運搬量を前年度比5%増と見込んだうえ、原単位あたりの使用量の漸次抑制（毎年▲0.1L）をふまえて設定する。

【廃棄物排出量】

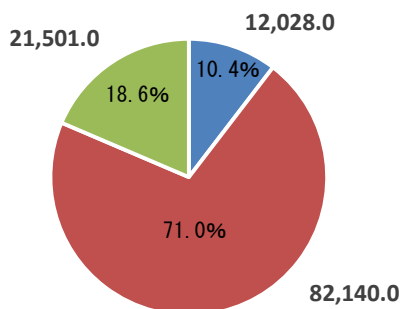
直近3ヶ年度は参考年度対比で大幅かつ安定的に削減を図れており、2024年度も、前年度比で増加したとはいえ、きわめて良好であった。この水準を維持していくことを当面の目標とし、2025年度は直近3年間の平均値、以降は毎年微減基調で目標値を設定する。

【水使用量】

水使用量のおよそ65%が中間処理にともなうものであるため、中間処理量を原単位とした単位あたりの使用量を基礎として、これに中間処理工場以外の使用量を加味して目標を設定する。2025年度以降の使用量目標は、中間処理量が前年度比5%増で推移していくことを想定しつつ、

電力使用量の推移 [単位：kWh]

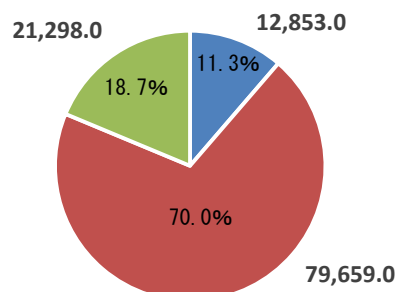
2023年度 総使用量115,669.0



■ 事務所 ■ 中間処理工場 ■ その他工場

中間処理量 8,924.4 t
処理量1 t あたりの消費電力 9.2

2024年度 総使用量113,810.0

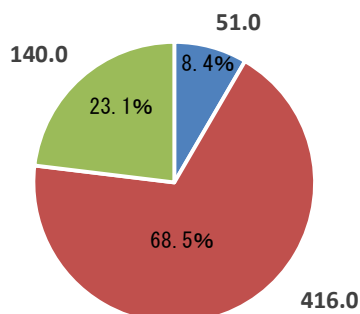


■ 事務所 ■ 中間処理工場 ■ その他工場

中間処理量 10,948.0 t
処理量1 t あたりの消費電力 7.3 kWh

水使用量の推移 [単位：m³]

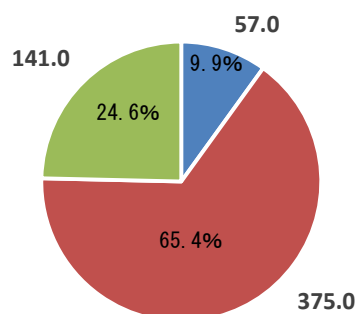
2023年度 総使用量607.0



■ 事務所 ■ 中間処理工場 ■ その他工場

中間処理量 8,924.4 t
処理量10 t あたりの消費水量 0.47 m³

2024年度 総使用量573.0



■ 事務所 ■ 中間処理工場 ■ その他工場

中間処理量 10,948.0 t
処理量10 t あたりの消費水量 0.34 m³

※中間処理工場：江北工場・入谷工場・堀之内工場・扇工場

その他工場：堀之内第二工場・扇第二工場（いずれも積替え保管施設）・朝日整備工場（収集運搬車両整備）

化石燃料使用量の推移 [単位：L]

	2023年度	2024年度
総使用量	153,726.7	165,296.4
収集運搬量	15,490.5	16,988.0
運搬量1tあたり	9.9	9.7

IV 主要な環境経営計画の内容

(1) 目標を達成するための取組み

① 二酸化炭素排出量低減

事務所	・パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にして、夜間は電源を落とす。 ・空調時は、温度保持のため、原則として出入口のドアは開放しない。 ただし、2020年4月以降は、コロナ対策により出入口ドアや非常口を常時開放している。 ・エアコンの温度設定を守る。(夏:26℃ 冬:25℃)
事業場	・産業廃棄物の投入は、処分業許可の処理能力を超えないようにする。 ・破碎機の点検を励行し、維持管理に努める。
運搬車両	・急発進、急ブレーキを避け、アイドリングをストップする等エコドライブを推進する。 ・始業点検を励行し、車両を適切に維持、整備する。 ・排ガス規制や騒音規制に適合した低燃費車両への切替えを計画的に進める。

② 廃棄物の発生抑制と分別

事務所	・資源ゴミの分別を徹底し、数量の把握に取り組む。 ・使用済用紙の裏紙、使用済封筒を再利用する。 ・使い捨て製品(紙コップや容器)の使用、購入を抑制している。
事業場	・受け入れた産業廃棄物の分別を徹底する。 ・産業廃棄物のリサイクル率を向上させ、最終処分場への搬出量の削減をおこなう。 ・リサイクル率目標:80%

③ 総排水量の削減

事務所	・事務所の手洗い時、清掃時の節水を励行する。
事業場	・粉じんの飛散防止対策としての噴水時の節水を励行する。
運搬車両	・常に洗車方法を検討し、節水を励行する。

(2)その他の取組み

コピー用紙の削減	・裏紙の再利用に努める。 ・文書の電子化、ホワイトボードの利用によるペーパーレス化を推進する。
会社周辺の美化・緑化	・事業所や事務所周辺の清掃、美化に取り組む。 ・事業場内の緑化をおこなう。
グリーン購入の推進	・再生紙、リサイクルトナー等の導入を推進する。



V 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

(1) 当社の環境への負荷の低減・管理への評価

活動計画	2024年4月から2025年3月までの 活動計画の取組み結果の評価	次年度の取組内容
1. 二酸化炭素排出量削減 <事務所> ・消費電力の低減 <事業場> ・中間処理施設や重機の 効率運転 <運搬車両> ・エコドライブの推進	○前年度比増加 [＋7.8%] 前年度443,518kg-CO2→今年度478,049kg-CO2 <電力使用量> 目標を大幅に達成し、かつ前年度比でも削減を図れた。使用電力の約7割を占める中間処理工場において、単位あたりの使用量を大きく削減（約20%減）した成果である。事務所においては参考年度対比で実に約40%もの削減となっており、この水準が直近4年間維持されている。いずれも全従業員の削減努力を高く評価する。 <化石燃料使用量> 収集運搬の受託量が前年度比約10%増加し、これにつれて使用量も増加したが、単位あたりでは前年度対比で微減（9.9L→9.7L）となった。近年注力している配車効率化と運転技術向上の成果が現れている。 <二酸化炭素排出量> 電力購入先2社の排出係数が10%程度高くなったため排出量は増加したが、増加率の比較においては排出係数を下回っており、良好な結果と評価できる。	<電力使用> 節電の意識が社内ですら十分に定着しており、これまで同様の取組みを気を緩めることなく継続する。特に中間処理施設の効率稼働を推進することが、削減のためには有効である。 <化石燃料使用> 遠隔地への運搬が多くなり受託量に対して走行距離が伸びている傾向は外部的要因としてやむを得ないといえるが、これをカバーするための自衛的な取組みを継続することは必要である。単位あたりの使用量の推移を注視し、配車運用の効率化とエコドライブの徹底によって、堅調を維持していく。
2. 廃棄物排出量削減 ・分別の徹底 ・リサイクル・リユースの推進	◎目標達成 [目標対比 92.2%] 目標2,100kg／実績1,936kg <分別の徹底> 目標を達成した。前年度比で微増とはいえ、ここ2年間は参考年度（2019年度）以前との比較で40%以上の削減を続けており、きわめて良好である。 <リサイクル・リユースの推進> 受入れ廃棄物のリサイクル率は93.4%となり、前年度に続いて非常に良好である。受け入れる廃棄物の性状にも左右される数字とはいえ、工場長を中心にすべての作業員が最大限の成果を挙げるべく業務に注力した成果であると評価する。	自社廃棄物の排出量は既にボトムに近いものと思われるが、目標を見据え、排出量の推移を定期的に把握しながら抑制努力を続けていく。 産廃中間処理においては、遠隔地所在の最終処分場への搬出量を抑制（＝運搬コストを抑制）するためにも、選別徹底の意識をより高くもって作業にあたり、リサイクル率の向上を貪欲に図っていく。
3. 総排水量削減 <事務所> ・節水の励行 <事業場> ・過分な散水の抑制	◎目標達成 [目標対比 81.9%] 目標700m ³ ／実績573m ³ 削減の余地はもうほとんどないと思われ、当年度の目標数値もあえて高めに設定したが、2年連続で削減を図れた。事務所と中間処理以外の工場は微増であったが、中間処理工場で大幅に減少しており、散水を必要最小限に抑制する意識の定着がうかがえる。	産廃処理作業における粉じん対策と衛生保持のため一定の水使用が不可避である中、常に高い節水意識をもって活動を継続する。
4. その他の取組み ①コピー用紙の削減 ②会社周辺の美化・緑化	①：◎前年度比削減 [▲16.1%] 総購入量：前年度15,500枚→今年度13,000枚 ②：◎良好であった <①コピー用紙の削減> 無駄の抑制を意識してペーパーレスを推進したことにより、2年連続で使用量の削減を図れた。きわめて良好な結果であると評価する。 <②会社周辺の美化・緑化> 事務所・各工場とも、日課として欠かすことなく清掃活動に取り組んでいる。掃き掃除やごみ拾いを行っている様子を見た地域の方からも、しばしばお褒めの言葉を頂戴しており、非常に喜ばしいことである。	コピー用紙の削減は、業務上真にやむを得ないものを除き、削減に引き続き積極的に取り組んでいく。使用量を定期的に管理し、増減要因を的確に把握することが肝要である。 会社周辺清掃については、地域の方々の声を励みに、より信頼関係を強くしていけるよう心掛けながらおこなっていく。地域の方々の理解なくして事業の発展はないということを、全従業員が常に念頭においておかなければならない。

注：表中の評価記号

◎…きわめて良好 ○…良好 △…不良（要注意）

×…きわめて不良（要改善）

(2) 環境マネジメントシステム導入の評価

管理者・従業員ともに、数量把握を基礎としたシステムへの理解が着実に進んでおり、数値目標達成へ向けての自発的な取組み姿勢が浸透している。



(3)総括：代表者による全体の評価と見直し

2017年のエコアクション21環境経営システム導入以来、社全体において環境負荷軽減に対する意識が着実に進歩していると感じている。新型コロナの影響がかなり落ち着き、業況も順調に回復している状況にあって、環境活動がおざなりになってしまわないよう全従業員が十分に意識してもらいたい。

2024年度の各環境項目の目標達成状況は、2023年度に続いて非常に良好であった。もっともこれまでの取組みで既に削減余地が小さくなってきていることから、単に前年度対比での削減を毎年度継続して義務付けるといった負担感の大きい目標設定は適正を欠く。よって、項目ごとに原単位を決めて業績に連動した増減把握をおこない、そのうえで直近の複数年度の実績推移を加味して当年度の実績を評価し、さらに将来の業績推移予想をふまえて次年度以降の目標を設定する。そのため見かけの実績が前年度対比で増加する場合もあるが、このことは必ずしも環境経営活動の停滞あるいは後退を意味するものではない。この方針は既に2023年度から採用しているが、2019年度（コロナ禍直前の参考年度）実績との比較は、2024年度をもって最後とする。

いずれの項目についても、期中において目標達成に向けた進捗状況を責任者が定期的に把握し、もしこれが不良であればタイムリーに対策を講ずる体制を固めていくことが肝要である。

これまで築いてきた地域住民との信頼関係をより強いものとするためにも、環境への配慮を続けていくことは不可欠である。

この活動が、「この地球の美しい空や海を、もっと美しくして未来へと残していきたい」という当社の理念の実現に、必ずつながっていくものと確信している。

★当社が力を入れていること～SDGsの推進★

我々産業廃棄物処理業者に課せられた重要な使命は、処理作業にともなう環境への負荷を最小限に抑えつつ、日々の社会活動においていったんは不用となった膨大な量の廃棄物を、可能な限り再生資源としてよみがえらせることです。

そのための行動指針を明快に示しているのが、SDGsです。平成12年の設立以来、当社は地域への貢献とリサイクル率の向上を企業理念として掲げ、その一環として環境経営計画に基づき二酸化炭素排出量の抑制に努めてきたところですが、SDGsについて理解を深めコツコツと実践していくことが、理念の実現へ向けて大きく役立つものと考えています。

当社の活動は地球規模に照らせばごくごく小さなものでしかありませんが、まずは地域の幸福を目指し、できることから取り組んでいく姿勢を何よりも大切にしています。すべての廃棄物処理業者が共通の認識をもってこういった取組みをおこなえば、生活環境に及ぼす好影響は全国規模にまで拡大するはずです。当社は、常に新たなアイデアを模索し、これを広く社会に発信して、業界のリーディングカンパニーとなるべく前進を続けていきます。

現在当社では、一例として次のような取組みを実施しています。

◎自国の資源は自国でリサイクル～被覆電線（雑線）の処理

【現状と問題点】

建築物の改修時や解体時などに排出される被覆電線に含まれる銅は、リサイクル処理によって半永久的に再生利用することができる貴重な資源であるところ、被覆電線のうち銅含有量の低い雑線を国内で処理するのは採算面で劣るため、海外に輸出して処理するケースが多いのが現状である。しかし、これでは将来にわたって銅の海外流出が進み、その結果、相場次第では再生銅を高値で輸入せざるを得なくなるという、我が国に大きな不利益をもたらす可能性が考えられる。

【当社の方針】

脱炭素社会の実現という目的に照らす限り、国の内外を問わずきちんとリサイクルさえすればよいとの考えが成り立つ。しかし、「つかう責任」を徹底するならば、自国の廃棄物（もしくは不用物）は自国で責任をもって再資源化すべきというのが当社の考え方である。

採算性は決して高くはないものの、国内保有資源の海外流出防止という国益の問題でもあるととらえ、あえて雑線のリサイクルに積極的に取り組みつつこの動きが広く業界に浸透することを願っている。

また、処理作業は比較的身体への負担や危険が少ないため、高齢者等の雇用促進にも資するというメリットがあり、そのための環境整備（設備投資や工程管理）を進めているところである。

VI 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 適用される主な環境関連法規

環境関連法規の名称	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	違反、訴訟等はありません
資源有効利用促進法	違反、訴訟等はありません
東京都環境保全条例	違反、訴訟等はありません
消防法	違反、訴訟等はありません
下水道法	違反、訴訟等はありません

(2) 違反、訴訟等

環境関連法規等の遵守状況の評価の結果、環境法規則等の逸脱はありませんでした。
なお、関係当局よりの違反等の指摘、訴訟等は過去3年間ありません。